

西宮市サービス付き高齢者向け住宅利用料負担軽減補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年4月6日法律第26号。以下「高齢者住まい法」という。）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅に低額な料金で入居することができるよう、高齢者住まい法第6条第1項第11号に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が入居者から受領する金銭（以下「利用料」という。）の減免を行った社会福祉法人に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付について、補助金等の取扱いに関する規則（昭和58年西宮市規則第81号）に定めがあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象となるサービス付き高齢者向け住宅)

第2条 別表1に定めるサービス付き高齢者向け住宅において次の各号に定める利用料の設定及び支払い方式とした場合に当該施設の設置者（以下、「設置者」という。）に補助金の交付を行う。

- (1) 入居者1人あたりの居住部分の規模が23㎡未満の居室の利用料のうち居室利用料、共益費、状況把握等と生活相談にかかる生活支援サービス費の合計額を月額78,000円以下とする。
- (2) 入居者1人あたりの居住部分の規模が23㎡以上の居室の利用料のうち居室利用料、共益費、状況把握等と生活相談にかかる生活支援サービス費の合計額を月額108,000円以下とする。
- (3) 利用料を月ごとの支払いによる方式とし、敷金を徴収する場合は、居室利用料の3ヶ月分以内とする。

(補助金額)

第3条 補助金は、予算の範囲内において別表2に定める補助金額（月額）を上限として減免した利用料の額に相当する額を交付する。

- 2 補助金は、前項に規定するほか当該サービス付き高齢者向け住宅に最初に入居する日までの1ヵ年以上本市に住民登録を有する入居者に利用料を減免した場合に交付する。
- 3 前項の規定は、別表2に定める対象収入による階層区分におけるその他市長が認める者については適用しない。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする設置者は、毎年度、市長が定める日までに補助金等交付申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない

- (1) 事業計画又は事業概要書
- (2) 補助金所要額調書
- (3) 補助金所要額内訳書
- (4) 収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付を決定したときは、補助金等交付決定通知書により、交付しないことを決定したときは、補助金等不交付決定通知書により設置者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付を決定する場合には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) この要綱により交付される補助金は、当該入居者にかかる利用料負担の軽減に充当すること。
- (2) この補助金の交付により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (3) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(交付決定額の変更)

第7条 第5条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた設置者は、補助金の交付決定額の変更申請をしようとするときは、補助事業等変更等申請書に第4条に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

2 第5条の規定は、前項の規定による変更の申請があった場合について準用する。

(補助金の請求)

第8条 補助金の交付の決定を受けた設置者は、補助金等交付請求書に補助金等交付決定通知書の写しほか市長が必要と認める書類を添付して請求するものとする。

2 市長は前項の規定により請求があった場合は、概算払いにより補助金を交付するものとする。

(実績報告書)

第9条 補助金の交付を受けた設置者は、当該年度の事業が完了後1ヵ月以内に、補助事業等実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金精算書
- (2) 補助金精算内訳書
- (3) 収支決算書

(交付決定額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により提出された事業実績報告書を審査し、適正に事業が実施されていると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金等確定通知書により、施設の設置者に通知するものとする。

2 市長は補助金の交付額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

る。

(交付決定の取り消し)

第11条 市長は、設置者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) 補助事業を市の承認なしに変更し、中止し、又は廃止したとき
- (4) 補助事業に関して詐欺その他不正行為を行ったとき
- (5) その他法令、条例若しくはこの規則又はこれらに基づき市長が行った指示に違反したとき

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった場合においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の取消しを決定した場合においては、補助金等返還命令書により、当該取消しに係る部分について、補助金の返還を命じなければならない。

2 前項の規定は、第7条第1項の規定により変更を承認し、既に交付している補助金を返還させる場合及び第10条の規定により交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超えて交付されている補助金を返還させる場合について準用する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成27年6月1日から実施する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

(別表1)

サービス付き高齢者向け住宅の名称	所在地
ロイヤルウエスト甲子園	枝川町17番55号

(別表2)

対象収入による階層区分	居住部分の規模	補助金額(月額)
1,980,001円以上	23㎡以上	0円

1,920,001 円以上 1,980,000 円以下	23 m ² 以上	5,000 円
1,860,001 円以上 1,920,000 円以下	23 m ² 以上	10,000 円
1,800,001 円以上 1,860,000 円以下	23 m ² 以上	15,000 円
1,800,000 円以下	23 m ² 以上	17,500 円
1,620,001 円以上	23 m ² 未満	0 円
1,560,001 円以上 1,620,000 円以下	23 m ² 未満	5,000 円
1,500,001 円以上 1,560,000 円以下	23 m ² 未満	10,000 円
1,500,000 円以下	23 m ² 未満	17,500 円
その他市長が認める者	23 m ² 未満	42,000 円

対象収入は、平成 20 年 5 月 30 日老発第 0530003 号厚生労働省老健局長通知「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」別紙「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」別表Ⅱ-1（注1）（注2）を適用する。

居住部分の規模は、入居者 1 人あたりとする。